

令和元年台風第 19 号により被災した被保険者に係る
国民健康保険料並びに一部負担金の免除について

長野県医師国民健康保険組合

このたびの台風第 19 号により被害に遭われた被保険者の皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

当組合において被災された被保険者に係る一部負担金の免除を行う旨、既にお知らせしたところですが、今般、自宅を被災された被保険者について、国民健康保険料の免除を行うことといたしましたのでお知らせいたします。

○保険料の免除について → **保険料 - その他** に掲載

「保険料の免除基準」をご確認のうえ、当該基準に該当される方がおられましたら、「保険料免除申請書」に必要書類を添えて、当組合へ申請してください。

○一部負担金の免除について → **保険給付 - その他** に掲載

「一部負担金の免除基準」をご確認のうえ、当該基準に該当される方や、医療機関等の窓口で一部負担金の支払免除を受けられた方は、「一部負担金免除申請書」を必ずご提出ください。

また、一部負担金の免除対象者で既に窓口で支払を済ませている場合は、「一部負担金還付申請書」に領収書を添えてご提出いただくことで、一部負担金相当額の返還が受けられますので、併せてお手続きください。

お問い合わせ
長野県医師国民健康保険組合
TEL 026-217-6200
Fax 026-235-6110
担当;丸山